

大通達甲(生企)第1号
平成23年2月14日

簿冊名	例規
保存期間	常用

各 警 察 署 長 殿

(参考送付先)

本部各課・所・隊長

警察学校長

生活安全部長

コンビニ防犯タクシー協定の締結について(通達)

重層的なネットワークの構築による犯罪に強い社会づくりの一環として、本日、警察本部の指導の下、大分県コンビニエンスストア防犯協力会と社団法人大分県タクシー協会との間で「コンビニ防犯タクシー協定」(以下「協定」という。)が下記のとおり締結され、コンビニエンスストアにおけるタクシーの駐留待機が開始されることとなった。

これに伴い、各警察署にあっては、下記により管内の対象となる店舗及びタクシー会社との連携を強化して効果的な運用を指導するなど、的確な対応を図られたい。

記

1 協定締結の目的

コンビニエンスストアの駐車場の一部をタクシー待機場所として提供することにより、深夜における強盗等に対する犯罪抑止力の強化を図るほか、不審者情報等の警察への通報体制を補完するなど、地域の安全と安心の向上に資することを目的とする。

2 協定締結団体

- (1) 大分県コンビニエンスストア防犯協力会
- (2) 社団法人大分県タクシー協会

3 協定締結日

平成23年2月14日

4 協定事項

別添「協定書」のとおり

5 警察署の対応

(1) 管内の対象店舗等に対する指導

協定の対象となる店舗及びタクシー会社については、両団体を通じて警察本部で調整を行い各警察署へ通知するので、対象店舗及びタクシー会社と連携を強化して、深夜における強盗被害の未然防止を中心とした効果的な運用を指導すること。

(2) 警戒活動の継続強化

店舗又はタクシー会社の事情により対象外となるコンビニエンスストアも多数あるほか、対象店舗におけるタクシー待機も間隙を生じることが予想されることから、地域課員による警ら中の店舗への立寄り等警戒活動を緩めることのないよう留意すること。

(生活安全企画課安全・安心まちづくり推進係)

協 定 書

コンビニ防犯タクシー

平成23年2月14日

協 定 書

大分県コンビニエンスストア防犯協力会（以下「甲」という。）と社団法人大分県タクシー協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、甲に加盟する店舗で本協定に同意する店舗（以下「店舗」という。）が、駐車場の一部を乙に加盟するタクシー会社（以下「タクシー会社」という。）のタクシーの待機場所として提供することにより、甲と乙、それぞれの強盗を始めとした犯罪抑止力の強化を図るとともに、地域の安全と安心の向上に資することを目的とする。

（協定の基本）

第2条 この協定は、甲及び乙の相互理解による信頼と協力関係を基本とし、誠実に対応するものとする。

2 大分県警察本部は、この協定の実効性を高め円滑に推進できるように、連絡調整を行うとともに、防犯情報等の提供に努めることとする。

（事業事項）

第3条 この協定の基本的な内容は、次の各号に掲げるものとし、個別の具体的な運用取決めについては、店舗とタクシー会社が協議のうえ、決定するものとする。

- (1) 店舗は、タクシー会社が無償で待機場所を提供するものとする。
- (2) タクシー会社は、待機行為を無償で実施するものとする。また、店舗駐車場で発生したタクシー会社の交通事故や盗難等に対して、店舗は何ら責任を負わないものとする。
- (3) 店舗とタクシー会社は、それぞれ自主的に自らの安全確保に努めるとともに、不審者等の情報及び各種犯罪等の特異事案の発生を認めるときは、相互に情報交換を行い、警察へ通報を行うなど通報体制を補完するものとする。
- (4) 甲は店舗を、乙はタクシー会社を協定事項に基づき指導するものとする。

（留意事項）

第4条 タクシー会社は、店舗が混雑する時間帯など店舗の営業に支障が生じる場合は待機行為を避けるほか、店舗の敷地内での待機中、ごみの投げ捨て等相互の信頼関係を損なうような行為を慎むものとする。

(協定の変更及び協議)

第5条 甲、乙いずれか一方が協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議し協定の変更を行うほか、疑義が生じた事項については、甲、乙が協議して決定する。

(秘密の保持)

第6条 甲及び乙は、この協定により知り得た個人情報及び防犯情報等について、相手方の同意を得ずして第三者に開示し、又はこの協定の目的以外に使用してはならない。

(その他)

第7条 この協定の履行に必要な事項であつて、この協定に定めのないもの及び、協定の事項に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、締結の日から効力を生ずる。
- 2 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲、乙双方又はいずれか一方からの運用中止の意思表示がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以降も同様とする。

この協定の証として、この協定書を3通作成して、甲、乙及び立会人が署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年2月14日

甲 大分県コンビニエンスストア防犯協力会

会 長 蓮 藤 龍 太郎

乙 社団法人大分県タクシー協会

会 長 塚 二 美

立会人 大分県警察本部生活安全部長

警 視 正 尾 花 清 文